

# 長期履修学生制度（大学院看護栄養学研究科）

## ●「長期履修学生制度」とは？

「長期履修学生制度」とは、職業を有する等の事情により、標準の修業年限での大学院の教育課程の履修が困難な場合、標準の修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了するための制度です。

## ●「長期履修学生制度」の対象者

職業を有する等の事情により、標準の修業年限での大学院の教育課程の履修が困難な者が対象です。ここで言う「職業を有する等」とは、有職者（正規雇用、臨時雇用を問わない）・家事・育児・介護などの事情により、フルタイム学生としての修学が困難な事情にあることを言います。

看護学専攻・栄養管理学専攻（博士前期課程・博士後期課程）いずれも対象となります（ただし、がん看護専門看護師養成コース（1年課程）は対象となりません）。

## ●「長期履修学生制度」を利用した場合の修業年限

修士課程および博士前期課程	3年または4年
博士後期課程	4年または5年または6年

## ●「長期履修学生制度」を利用した場合の授業料

修士課程および博士前期課程	規定の年間授業料等（授業料・施設設備費・実験実習費）の2倍の額を、許可された修業年限で除した額を年度ごとに納入する。
博士後期課程	規定の年間授業料等（授業料・施設設備費・実験実習費）の3倍の額を、許可された修業年限で除した額を年度ごとに納入する。

（納入例）

栄養管理学専攻 博士後期課程の合格者で、「長期履修学生制度」を利用し、「6年」の修業年限が認められた者の場合  
年間授業料等980,000円×3年間＝2,940,000円（修了までに必要な授業料等）

2,940,000円÷6年間＝490,000円（「長期履修学生制度」の利用によって1年間に支払う授業料等）

（単位：円）

初年度納入金	種別		入学時	後期	年額合計
	校納金	入学金	150,000	—	150,000
		授業料	150,000	150,000	300,000
		施設設備費	50,000	50,000	100,000
		実験実習費	45,000	45,000	90,000
	委託徴収費		—	50,000	50,000
合計		395,000	295,000	690,000	

2～6年次納入金	種別		前期	後期	年額合計
	校納金	授業料	150,000	150,000	300,000
		施設設備費	50,000	50,000	100,000
		実験実習費	45,000	45,000	90,000
	委託徴収費		—	—	—
合計		245,000	245,000	490,000	

## ●「長期履修学生制度」の利用を希望する場合の手続きについて

- ①申請手続は合格後に行います。希望者は、合格通知書に同封する「長期履修学生制度申請書」に必要事項を記入の上、期日までに提出してください。
- ②本研究科による審査の結果、長期履修が認められた場合、その旨を連絡します。その後、指示にしたがって「授業料等」を納入してください。長期履修を希望する場合、その審査結果の連絡を受けるまでは、「授業料等」を納入しないでください（「入学金」は期日までに納入してください）。